

2024 年度香港向け外国人観光客誘致促進事業委託業務公募型プロポーザル  
募集要領

公益財団法人高知県観光コンベンション協会

1. 事業の概要

(1) 事業名

2024 年度香港向け外国人観光客誘致促進事業

(2) 事業の内容

本事業により、香港に高知県の現地セールス拠点を置き、香港からの訪日旅行を取扱う旅行会社や航空会社に対して営業活動を行い、訪日旅行の旅先として高知県が組み込まれた旅行商品の造成を目指す。また、当該旅行商品の販売・催行につながるよう旅行会社等に働きかけを行う。

(3) 事業の目的

高知県における外国人延べ宿泊者数の回復及び増加を図ること。

(4) 委託期間

契約締結日から 2025 年 3 月 31 日(月)まで

2. 作成要領及び作成書類の内容

別添「2024 年度香港向け外国人観光客誘致促進事業委託業務公募型プロポーザル企画提案書作成要領」及び「2024 年度香港向け外国人観光客誘致促進事業委託業務公募型プロポーザル仕様書」のとおり。

3. 見積限度額

4,670 千円

日本国内の活動においては、消費税額及び地方消費税額を含む。香港内での活動においては、当該市場での活動に関する海外現地の諸税を含む。

当該金額は、公益財団法人高知県観光コンベンション協会（以下、「当協会」と言う。）の予算案が理事会及び評議員会において承認され、かつ高知県 2 月県議会で令和 6 年度（2024 年度）高知県予算が可決されることを前提条件とする。

4. 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するために「2024 年度香港向け外国人観光客誘致促進事業委託業務公募型プロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）を設置する。

## 5. 契約の相手方の決定方法

提出された書類の内容を審査する審査委員会を 2024年3月27日(水)または28日(木)に開催する。審査委員会では、企画提案を行う事業者（以下「企画提案者」という。）が提出した書類及び当日実施するオンラインでのプレゼンテーション内容に対して、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を選定する。

委託業務の実施に際して、提出書類の提案内容をそのまま実施することを約束するものではなく、選定後には、候補者と当協会は、提出書類の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行う。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進むこととする。5営業日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて当協会と交渉を行うこととなる。

## 6. 資格要件

企画提案者の資格要件は次のとおりとする。なお、企画提案者は、他の者と共同提案すること（JV）または、他の者に本業務の一部を再委託することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（別紙1-1）に該当しない者であること。
- (2) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」またはその他自治体及び行政機関の定める指名停止要領に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (3) 経営状態が不健全でない者であること。
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成23年3月高知県訓令第1号）」第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者（暴力団、暴力団員、暴力団に関与する者等）（別紙1-2）に該当しない者であること。
- (5) 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納してないこと。海外法人の場合は、当該国の法人税等を滞納してないこと。

## 7. 質疑と回答

質疑は2024年2月28日（水）日本時間13時までに別紙様式Aにより持参または電子メールで受け付ける。電子メールの場合は、電話により着信を確認すること。質疑と回答の内容は同月29日（木）にホームページに掲載する。

## 8. 参加申込及び資格要件の確認

- (1) 提出書類
  - ① 参加申込書（別紙2）
  - ② 資格要件確認書（別紙3）及び添付書類（1～4）

(2) 提出期限等

① 提出方法

持参、郵送（書留郵便など配達を証明できる方法に限る。）または電子メール。

※電子メールの場合は、電話により着信を確認すること。

※電子メールの場合は、追って原本を提出すること。

② 提出期限

2024年3月4日（月）日本時間13時（必着）

③ 提出先

〒780-0056 高知県高知市北本町2丁目10番10号

公益財団法人高知県観光コンベンション協会 国際誘致部

担当者：森、蒲原 TEL：088-823-1434 E-mail：[inbound@kvca.jp](mailto:inbound@kvca.jp)

(3) 複数の事業者による共同提案（JV）の場合の留意事項

① 幹事者を決め、「参加申込書」は幹事者が提出すること。

② すべての共同提案者について、「共同提案者一覧」に記入のうえ、併せて提出すること。

③ 幹事者及びすべての共同提案者について、「資格要件確認書（別紙3）」（添付書類（1～4）を含む）を提出すること。

④ 「参加申込書」を提出した後に幹事者または共同提案者に変更があった場合は、参加申込み期限までに、変更後の「参加申込書」及び「共同提案者一覧」を提出すること。

⑤ 共同体の構成員となる事業者は、自身が単独提案で参加すること及び他共同体の構成員として参加することはできないこととする。

(4) 資格要件の確認

提出された参加申込書と関係書類をもとに、当協会が資格要件の確認を行う。当協会は資格要件の確認が完了したら、確認結果を2024年3月5日（火）中に申込者（企画提案者）へ電子メールにて通知する。

(5) 資格要件を満たさなかった者に対する理由説明

① 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知する。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して2日（当協会の閉所日を除く。）以内に、書面により当協会に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求められることができることとする。

② 当協会は説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して2日（当協会の閉所日を除く。）以内に書面により回答する。

9. プロポーザル参加申込者向け説明会の開催

(1) 開催日時

2024年3月6日（水）日本時間14時から17時まで（予定）

(2) 開催方法

「オンライン会議ソフト Zoom」を使い開催

(3) 内容

- ・高知県における訪日外国人旅行者の状況
- ・高知県における香港市場の状況
- ・当協会のこれまでの取り組み・課題
- ・本プロポーザル及び事業に関する説明

(4) 注意事項

- ・参加資格要件が確認された者のみ参加可能とする。また、企画提案者の参加は必須とする。
- ・参加は1企画提案者につき、最大4名とする（パソコンの同時接続台数も最大4台とする）。

10. 企画提案書の作成

別途定める「2024年度香港向け外国人観光客誘致促進事業委託業務公募型プロポーザル企画提案書作成要領」のとおり。

11. 審査

別途定める「2024年度香港向け外国人観光客誘致促進事業委託業務公募型プロポーザル審査要領」に基づき実施する。

12. 審査結果

審査結果は、2024年3月29日（金）までに、全ての企画提案者に通知する。なお、本件に関して情報の開示請求があった場合は公益財団法人高知県観光コンベンション協会情報公開要綱（別紙1-3）に基づいて対処するものとする。

13. 日程（下記はすべて日本時間で表記）

2月22日（木）	[当協会]募集開始
2月28日（水）13時必着	[提案者]質疑提出締切（任意） <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">メール可</span>
2月29日（木）	[当協会]質疑と回答をホームページに掲載
3月4日（月）13時必着	[提案者]参加申込及び資格要件確認書類提出締切 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">メール可</span>
3月5日（火）	[当協会]資格要件の確認結果通知
3月6日（水）14時～17時（予定）	[両者]オンライン説明会参加（必須）
3月19日（火）13時必着	[提案者]企画提案書の提出締切 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">メール可</span>
3月27日（水）または28日（木）	[提案者]審査委員会にてプレゼンテーション
3月29日（金）	[当協会]審査結果通知

14. 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、当協会及び審査委員会での使用に限り、必要に応じて複写する。

- (3) 提出された書類は、公益財団法人高知県観光コンベンション協会情報公開要綱に基づき、開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになる。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同要綱第3条第3項第3号の規程により非開示とすることができるため、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式Bにより提出すること。開示・非開示の判断は様式Bに基づき行うものではなく、様式Bを参考に、同要綱に基づき当協会が客観的に判断する。
- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、企画提案者の承諾なしには利用することはない。

## 15. 問合せ先

公益財団法人高知県観光コンベンション協会 国際誘致部

担当者 森、蒲原

TEL 088-823-1434

FAX 088-873-6181

E-mail [inbound@kvca.jp](mailto:inbound@kvca.jp)

## 16. その他

- (1) 参加申し込み提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。  
なお、辞退することによって、今後の当協会との契約等について不利益な取扱いをするものではない。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は企画提案者の負担とする。
- (3) 次の各号に該当した場合、企画提案者は失格になる場合があるため留意すること。
- ① 提出書類に不備があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
  - ② 審査委員、当協会職員または当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
  - ③ プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合

地方自治法施行令<抜粋>

(昭和二十二年五月三日政令第十六号)

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

## 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程 &lt;抜粋&gt;

(平成 23 年 3 月 10 日高知県訓令第 1 号)

(定義)

第 2 条 この規程において使用する用語の意義は、高知県暴力団排除条例において使用する用語の例による。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(5) 排除措置対象者 国からの通達等において特別の定めがあるものを除き、次に掲げるものをいう。

ア 暴力団

イ 暴力団員

ウ 暴力団員等

エ アからウまでに掲げるもの以外のものであって、次のいずれかに該当するものとして知事が認めるもの

(ア) 役員等が暴力団員等に該当するもの

(イ) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を雇用し、又は雇用しているもの

(ウ) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの

(エ) 役員等が、自己、その属する法人等若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの

(オ) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの

(カ) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

(キ) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

(ク) (ア)から(キ)までに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

## 公益財団法人高知県観光コンベンション協会情報公開要綱&lt;抜粋&gt;

## 第3 公開の手続

1 何人も、協会に対して協会が保有する文書等の閲覧又はその写しの交付（以下「開示」という。）を申請することができる。

2 協会が保有する文書等の開示を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

なお、申請者は、高知県庁内の情報公開コーナーを経由して協会に申請することができる。

3 協会は、次の各号のいずれかに該当する情報が記載されている文書等を除き、開示するものとする。

(1) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定により、開示することができないとされている情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に係る情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるものと認められるもの。但し、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により何人も閲覧できるとされている情報

イ 公表を目的として作成し、又は取得した情報

ウ 次に掲げる者の職務の遂行に係る情報に含まれる当該者の職名及び氏名

(ア) 協会の職員

(イ) 国家公務員及び地方公務員

(ウ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 152 条第 1 項に規定する法人及び同令第 140 条の 7 第 1 項に規定する法人の役員

(3) 法人その他の団体（協会等並びに国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。但し、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある支障から人の生活を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

(4) 開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を生ずる恐れのある情報

(5) 協会又は国若しくは地方公共団体その他の公共団体（以下、「国等」という。）が行う事務事業に関する情報であって、開示することにより次のいずれかに該当することが明らかなもの。

ア 監査、検査、取締り、試験、入札、交渉、渉外、争訟その他すべての事務事業若しくは将来の同様の事務事業の実施の目的が失われ、又はこれらの公正若しくは円滑な執行に著しい支障を生ずるもの

イ 協会内部又は協会と国等相互間における審議、検討、協議、調査、研究等に関する意思決定が不当に阻害されるおそれがあるもの

ウ 国等からの委託による調査等で、公表してはならない旨の条件が付されているもの等、協会と国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるもの

(6) 協会の要請を受けて、開示しないとの約束の下に、個人又は他の法人等から協会へ提供された情報であって、開示することにより当該個人又は法人等、当該協会との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれることが認められるもの。

但し、当該情報が一般的に公表されないものであること等、当該約束の締結が状況に照らし合理的であると認められる場合に限る。

4 協会は、文書等が上記「3」のいずれかに該当する情報を記録した部分とその他の部分からなる場合において、これらの部分を容易に、かつ、文書等の開示の申請の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、当該その他の部分については開示しなければならない。